

登録建築物エネルギー消費性能

判定機関業務約款

株式会社 総合確認検査機構

制定： 平成 29 年 4 月 1 日

登録建築物エネルギー消費性能判定機関業務約款

提出者又は申請者（以下「甲」という。）及び株式会社 総合確認検査機構（以下「乙」という。）は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「法」という。）、同法施行令、同法施行規則並びにこれに基づく告示・命令等を遵守し、この約款（計画書及び引受承諾書を含む。以下同じ）及び「株式会社総合確認検査機構建築物省エネ法判定業務規程」（以下「規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。

第1条 （甲の責務）

- 甲は、法及びこれに基づく命令によるほか規程に従い、計画書並びに、建築物省エネ法判定業務（以下「判定業務」という。）に必要な図書（以下「提出図書」という。）を乙に提出しなければならない。
- 甲は、乙の請求があるときは、乙の判定業務の遂行に必要な範囲内において、引受承諾書に定められた業務の対象の建築物（以下「対象建築物」という。）の計画、施工方法その他必要な情報の追加書類を遅滞なく、かつ正確に乙に提供しなければならない。
 - 甲は、規程に基づき算定され引受承諾書に定められた額の料金を、第4条に規定する日（以下「支払期日」という。）までに支払わなければならない。
 - 甲は、乙の判定業務において、対象建築物の計画に関し乙がなした判定基準への確認事項の指摘に対し、速やかに提出図書の修正又はその他の必要な措置をとらなければならない。

第2条 （乙の責務）

- 乙は、法及びこれに基づく命令によるほか規程に従い、公正、中立の立場で厳正かつ適正に、判定業務を行わなければならない。
- 乙は、引受承諾書に定められた判定業務を第3条に規定する日（以下「業務期日」という。）までに適合判定通知書（以下「通知書」という。）を交付し、又は通知書を交付できない旨を通知しなければならない。ただし 甲乙双方の協議による場合はこの限りでない。
 - 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

第3条 （業務期日）

- 乙の業務期日は、引受承諾書発行の日から14日以内とする。但し、規程第3条に規定する休日は含まれない。
- 乙は、甲が第1条及び第6条第1項に定める責務を怠った時、その他乙の責に帰することができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる。この場合において、必要と認められる業務期日の延長その他の必要事項については甲・乙協議して定める。

第4条 （料金の支払期日）

- 第1条第3項に定める甲の支払期日は、前条第1項に定める業務期日とする。
- 甲と乙は、別途協議により合意した場合には、他の期日を取り決めることができる。
 - 甲が第1項の支払期日までに支払わない場合には、乙は、通知書を交付しない。この場合において、乙が当該通知書を交付しないことによって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じないものとする。

第5条 （料金の支払方法）

- 甲は、規程に基づく料金を、前条の支払期日までに、現金または、乙の指定する銀行口座に振込みの方法で支払うものとする。
- 前項の納入に要する費用は甲の負担とする。
 - 甲と乙は、協議により合意した場合には、別の支払方法をとることができる。

第6条 （通知書交付前の変更）

- 甲は、通知書の交付前までに甲の都合により対象建築物の計画を変更する場合は、双方合意の上定めた期日まで速やかに乙に通知するとともに、変更部分の適合判定提出図書を乙に提出しなければならない。
- 乙が、第1項の変更を大規模なものと認めた場合にあっては、甲は、当初の判定の計画を取り下げ、別件として改めて乙にを申請しなければならない。
 - 前項に規定する計画の取り下げがなされた場合は、次条第2項の契約解除があったものとする。

第7条 （甲の解除権）

- 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。
- 乙が、正当な理由なく、判定業務を第3条第1項に定める業務期日までに完了せず、又その見込みのない場合
 - 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき
- 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。
- 第1項の契約解除の場合、甲は、料金が既に支払われているときはこれの返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
 - 第1項の契約解除の場合、前条に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。
 - 第2項の契約解除（計画の取り下げ）のうち、乙は、料金が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該料金がまだ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。甲は、既に支払った料金が過大であるときは、

その一部の返還を乙に請求することができる。

6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

第8条 (乙の解除権)

乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

(1) 甲が、正当な理由なく、規程に基づく料金を第4条第1項に定める支払期日までに支払わない場合

(2) 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき

(3) 甲の責めに帰すべき事由により業務期日に通知書を交付することができないとき

2 前項の契約解除のうち、乙は、料金が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該料金がまだ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

第9条 (乙の免責)

乙は、判定業務を実施することにより、甲の提出に係る対象建築物が建築基準法その他の法令の規定に適合することを保証しない。

2 乙は、判定業務を実施することにより、甲の提出に係る対象建築物に瑕疵がないことを保証しない。

3 乙は、甲が提出した提出書類に虚偽があることその他に事由により、適切な判定業務を行うことができなかつた場合は、当該判定業務の結果に責任を負わないものとする。

第10条 (秘密保持)

乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己に利益のために使用してはならない。

2 前項の規定は、以下に掲げる各号のいずれかに該当するものには適用しない。

(1) 所管行政庁から求められた場合

(2) 既に公知の情報である場合

(3) 甲が、秘密情報でない旨書面で確認した場合

第11条 (統計処理)

乙は、この契約による判定業務で得た情報を、個人のプライバシーを侵害しない方法で統計処理等を行うことができる。

第12条 (別途協議)

この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲及び乙は信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。

(附則)

この約款は平成29年4月1日より施行する。